

### 広報板

#### インフルエンザ予防接種

##### ◆日程

月	日	時間	場所
第1回	第2回		
10月30日	11月6日	10.30~11.00	中川小学校
11月11日	11月18日	10.00~10.30	注連指農協
〃	〃	11.00~11.30	田口クラブ
11月12日	11月19日	10.00~10.30	長原保育所
〃	〃	11.00~11.30	立花クラブ
11月4日	11月11日	1.30~2.00	南中村保育所
〃	〃	2.30~3.30	一之瀬小学校
11月5日	11月12日	1.30~3.00	小川郷小学校
11月14日	11月21日	1.10~1.40	大野木公民館
〃	〃	2.00~3.00	内城田小学校
11月18日	11月26日	1.00~2.00	大久保公民館
〃	〃	2.30~3.00	上久具寺

この日程は、一般住民の方を対象としたもので学童等は、別に行なう。

◆接種方法 年齢に応じた接種量を、1週間の間隔で2回接種する。

##### ◆料金

生後3カ月~1才未満	2回で	40円
1才~6才	〃	80円
6才~15才	〃	115円
15才以上	〃	190円

#### 11月母子検診

〔乳幼児検診〕(金曜日) いずれも2時  
 1日中川小学校 8日母子健康センター 15日  
 第1連絡所 22日中之郷保育所  
 〔妊婦検診〕(水曜日) いずれも2時 母子健康  
 セタナーで 6日 13日 20日 27日



### 温州みかん色づく

晩秋の日ざしに、町内の  
 わせ温州みかんが日一日と  
 色づいています。  
 ことは開花期の高温と  
 発育期の八・九月に雨が多  
 かったため、近年にない豊  
 作。  
 すでに十月中旬から、わ  
 せものの収穫が行なわれて  
 おり、伊勢市や名古屋方面  
 に「三重みかん」としてキ  
 ロ当り七十円ぐらいでどん  
 どん出荷され、味の方も風  
 味があつてなかなか好評で  
 す。  
 三十七年ごろから始まっ  
 た本町のみかんづくりは、  
 面積も約十五年で年産五十  
 トン以上の収穫をあげ、町  
 の特産物の一つにあげられ  
 ています。

写真は中之郷で

(つづいてくと便利です)

#### 臨時職員を募集

##### 法務局度会出張所

津法務局度会出  
 張所(棚橋)では  
 臨時職員を募集し  
 ています。  
 ◆募集人員 一名  
 ◆受験資格 二十  
 才前後の女子、  
 学歴および経験  
 は問いません。  
 くわしいことは、  
 度会出張所(棚橋  
 TEL内城田52番・有線21  
 02番)へ、お問合せくださ  
 い。

##### 役場執務時間の変更

役場の執務時間が11月  
 1日から来年2月10日ま  
 で次のように変わります。

始業 午前8時30分  
 終業 午後4時30分

#### 自衛官募集

応募資格 18才~25才未  
 満の男子  
 受付 毎日  
 くわしいことは、自衛  
 隊三重連絡部明野分駐所  
 (TEL伊勢②011  
 1)か町総務課へお問合  
 せください。

#### ご意見ご要望を……11月1日~10日

##### 納税者の声を聞く旬間はじまる

11月1日か  
 ら10日まで全  
 国一斉に「納  
 税者の声を聞  
 く旬間」が始  
 まりました。  
 これは、広  
 く納税者の方  
 々から税に関  
 するご意見や  
 ご要望をお聞  
 きし、税制や  
 税務署の仕事  
 のやり方を改  
 善しようと毎年行なわれ  
 ているものです。

この旬間中、伊勢税務  
 署では署内見学や座談会  
 なども催しますので、こ  
 の機会に皆さまのご意見  
 ご要望など、ご遠慮なく  
 お申し出ください。

伊勢税務署

#### 11月の納税

固定資産税 第三期分  
 11月30日までに必ず納め  
 ましゅう

### 山北耕作さん1等に入賞

#### 全国茶品評会

本年度の全国茶品評会は去る八月大津市で、また関西茶品評会は九月神戸市でそれぞれ開かれました。

本町から全国品評会に十三点が出品され、八点が入賞、関西茶品評会には二十六点出品して十二点が入賞するという輝かしい成績をおさめました。

本町関係の入賞者は次のとおり。

- ◆一等** 山北 耕作(平生)
- ◆二等** 世古信太郎(麻加江) 鳥羽 才裕(平生) 鳥羽 平悟(同)
- ◆三等** 中西 周一(平生) 中村 武司(上久具) 山本 清治(大久保) 福井 孝文(大野木)
- ◆一等** 鳥羽 平悟(平生)

#### 関西茶品評会

- ◆一等** 鳥羽 平悟(平生)

提案理由を説明する浜岡町長



第3回定例会が10月24日開かれ、一般会計補正予算案および条例の一部改正案などの計6議案が提出されましたが、慎重審議のうえ全議案を原案どおり可決しました。

定例会のため活発な一般質問が続出、町長以下説明員の各課長らも答弁におおわらわでした。

なお4名の傍聴者がありました。

**▼工場誘致に関する陳情(中川電化産業株式会社一之瀬地区工場誘致委員会神森克己ほか五名)**

**陳情**

前議案の廃止に伴ない「町建設審議会委員」の報酬を削るもの。

**▼昭和四十三年度町一般会計第三回補正予算案**

六百五十三万円の追加で総額一億五千六百二十四万円とする。

**補正予算のおもなもの**

農林水産業費 農業構造改善事業補助金(上久具茶屋広) 377万余円追加(財源は全額県補助金) 川南線林道開設工事費 43万余円追加(財源は県補助金、林業債、一般)

災害復旧費 林道災害復旧工事費として、藤越線(川上)小萩線(小萩) 124万余円追加(財源は県補助金、分担金、負担金、一般)

一般会計 六百五十三万円の追加

農業構造改善事業費など

町道改良事業特別会計の廃止に伴う字句の改正

町印鑑条例の一部改正案

住民基本台帳法の制定に伴う字句の改正

災害に因る被災者は対する

9月定例会議

国民健康保険料の減免に関する条例の廃止案

昭和三十四年の伊勢湾台風時の被災者に対する国保料減免措置で、現在不要となったため廃止

町建設審議会条例の廃止案

新市町村建設促進法の廃止に伴ない不要となったため廃止

町報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正案



**カーブミラー**

5ヶ所にたてる

伊勢交通安全協会度支部

伊勢交通安全協会度支部(西村己吉支部長)では同協会の協力をえて、交通量の多い町内県道沿い5ヶ所に、カーブミラーをとりつけました。

新設箇所は中川小学校前と棚橋地内県道三叉路、下久具地内県道町道分岐点、葛原地内カーブ、川口県道三叉路。経費は15万円です。

写真は、とび出し事故の多い中川小学校前に、とりつけられたカーブミラー

**◆洋服がよいと答えた人が六十七名もありました。**

町教委ではこれをもとに成人式のあり方を検討中ですがとくに女性の服装については成人式が晴着の披露のようなことにならないよう簡素な服装で参加していただくことを望んでいます。

成人式は、おとなになったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝うことに意義があるのですから。

**成人式には**

簡素な服装で……

「式のもち方」については話し合い◆フオーグダンスを希望する人が多く「女性の服装」については、それによると、

◆とき 11月7日午後1時 30分から

◆ところ 内城田中学校

◆プログラム

○映画 「ガンとたたかう」

○講演 「ガンの予防」

講師 三重県立大学教授 医学博士 高崎浩氏

**たばこは**

**町内で**

**買いましょう**

あなたが町内でお買上げいただく「たばこ」が町の大きな財源になっています。

**ガン予防の**

**映画と講演会**

ガンに対する正しい知識とガンの恐ろしさを認識していただくため、県対ガン協会、伊勢保健所、度会町の共催で専門講師を招き講演会と映画を行ないます。

どなたでもご自由におこしください。

# 国民年金

国民年金制度が生れて今年で九年目。

制度の内容も毎年改善され充実してまいりましたが、この国民年金がみなさまの制度としてますます発展するようここでもう一度国民年金制度の仕組みについて解説を加えてみました。  
(住民課国民年金係)

## 国民年金の概況

### 県とわが町の比較

#### ◆拠出会金 (43・7・31現在)

	町	県
加入被保険者	2,710人	366,936人
法定免除者	69人	11,356人
42年度検認率	99.8%	94.7%
障害年金受給者	4人	240人
母子年金	12人	1,481人
遺児年金	1人	63人
年間支給金額	1,011千円	105,027千円

#### ◆福祉年金 (43・7・1現在)

	町	県
老令福祉年金	545人	66,657人
障害福祉年金	36人	5,587人
母子・準母子年金	5人	967人
年間支給金額	11,673千円	1,472,071千円



## 暮らしを守る国民年金

### 11月は「国民年金推進月間」です

昭和三十四年十一月に国民年金制度がスタートしてから今年で満九年になりました。その間みなさんのご要望におこたえして制度の内容も毎年改善されてきましたが、一昨年の改正では待望の「夫婦月一万円年金」が実現しました。

そこで、みなさんに年金制度について、もつとなじんでいただき、老後の生活設計のお役に立ててもらうため、菊かおる十一月は、「国民年金推進」の月です。三重県でも十一月十六日午後一時より松阪市立第一小学校講堂に關係者を集め「国民年金の集い」が開催されるなど月間にふさわしい行事がくりひろげられます。

いまあなたがいちばん願っておられること、それはいつまでも健康で、豊かな暮らしをお過ごしではないでしょうか。元気に働いている間は収入もあってよいのですが、人はみな老人になることは避けられませんからいつまでも働いているわけには行きません。そのほか病気や不時の事故ということもあり、収入が少なくなることも考えられます。私たちはこのようなときに備えて、平素から貯金しておく美風が身につけておられます。しかしこれは個々の考えによって違ってまいります。そこで全ての国民が、老後や不時の事故に備えて年金制度がほしいという声が高まり、備えよう。

### こくみんねんきん

#### 損得勘定

◎老令年金一年六ヶ月分掛金は返りあとはもらい得

あなたが納められた保険料の合計額は、六十五才になって受けられる老令年金の僅か一年六ヶ月分にしか当たりません。

安い保険料で多額の年金が受けられる国民年金は、大変お得な制度です。

◎掛金の月数不足は一生の損

老令年金を受けるためには最低二十五年以上(年令により十年から二十四年に短縮)保険料を納めていることが必要です。

納付月数が一ヶ月でも不足すると一生年金が受けられなくなり、ますますご注意ください。

◎納期内に納めていないと不時の備えに役立たないから損です

障害年金や母子年金などの年金を受けられるためには、保険料が納期内に納められているかどうかによって判定されますから、不時の災難に備えて保険料は必ず納期内に納めてください。

◎物価に強い国民年金

年金額の基準は今の物価によって定められていますが、生活水準があがったときは当然、年金額も引上げられますから、物価に有利な貯蓄といえます。

わが国でも、老後の生活に備える制度がいくつかつくりだれております。

なかでも昭和三十四年から国民皆年金の荷い手として、国民年金制度が発足し、昭和三十六年から掛金が始まりましたが、今では県下で三十六万余人が加入し、老後や不時の事故に備えられています。

しかし折角このような仕組みができていながらもかわらぬ、掛金されていない方が一部にあることは非常に残念なことです。国民全ての方が年金を受けられる時代がもうすぐ来ていますので、取残されることのないようこの機会に国民年金を十分ご理解ください。老後のしあわせのためにお備えください。



# 国民年金の

料を三年以上、納めていない人が、他の年金を受けることなく死亡した場合に、その遺族に支給されます。一時金の額——五千円から、五万二千円です。

に起きたケガまたは病気によって受給権者となるのは、つぎの人にかぎります。

ア、明治四十四年四月一日以前に生れた人。

イ、明治四十四年四月二日以後に生れた人の場合は、ケガまたは病気になる前に国民年金の被保険者であって、定められた保険料を納めていたかその免除を受けていた人。

年金の額——三万二千四百円。

## 福祉年金(無拠出制)

### 〔老令福祉年金〕

受けられる人——現在七十才以上の人、またはこれから七十才になる人(明治四十四年四月一日までに生れた人にかぎります)は、七十才になったときに受給権者になります。

年金の額——二万四百円。

### 〔障害福祉年金〕

受けられる人——自分で日常生活の用をすることができない程度の障害の状態(日常生活で自分の身のまわりのことができない程度)にある二十才以上の人。

二十才未満で前記の障害の状態にある人は、二十才になったときに受給権者となります。

昭和三十六年四月一日以後

### 〔母子福祉年金〕

受けられる人——二十才以後に夫と死別した妻が引続きその夫、または妻の子で中学校卒業前か、二十才未満の重度の障害のある子を養っているとき。

昭和三十六年四月一日以後に夫と死別したことによって受給権者となるのは、つぎの人にかぎります。

ア、明治四十四年四月一日以前に生れた人。

イ、明治四十四年四月二日以後に生れた人の場合は、夫と死別する前に国民年金の被保険者であって、定められた保険料を納めていたか、その免除を受けていた人。

年金の額——二万六千四百円、子供が二人以上いるときは、二人目から一人につき四千八百円加算されます。

### 〔準母子福祉年金〕

受けられる人——二十才以



後に夫、男子たる子(息子)父または祖父と死別した祖母または姉が、引続き中学校卒業前か、二十才未満の重度の障害のある孫または、弟妹を養っているとき。

昭和三十六年四月一日以後に夫、男子たる子(息子)、父または祖父と死別したことによって受給権者となるのは、つぎの人にかぎります。

ア、明治四十四年四月一日以前に生れた人。

イ、明治四十四年四月二日以後に生れた人のばあいは、死別する前に国民年金被保険者で、定められた保険料を納めていたか、その免除を受けていた人。

年金の額——母子福祉年金と同じです。

### ◆支給停止関係

給がとめられます。

- 一、受給権者本人の所得制限
- 二、配偶者、扶養義務者所得制限(全額)
- 三、夫婦がともに老令福祉年金の全額を支給される時(一人三千円)
- 四、国内に住所がなくなったとき(全額)
- 五、労働基準法などによって障害補償を受けることができることや、遺族補償を受けることのできる時(六年間全額)
- 六、公的年金を受けることができる時(全額または一部)

一 身のまわりのことができない程度)にある精神障害者が約千人、精神薄弱者が約七百人いるとみられています。

精神病の方は自分で請求することができませんから保護義務者が代って請求することに なっています。

この制度は収入のない人の生活を守るために国が保障をするのですから該当すると思われる方は手続をしてくださいます。

くわしくは町役場住民課内国民年金係へご相談下さい。

## サラリーマンの奥さん 国民年金にご加入を

会社工場にお勤めの方は、厚生年金に、公務員や公社職員は共済組合に、農家や、自営業の方は国民年金にと、それぞれ老後や病気、ケガ、死亡などの事故で働けなくなった場合に備えて、年金制度に加入されています。

ところが、厚生年金や共済組合に加入されている方の奥さん方はどうなっているでしょう。すなわち、サラリーマンの奥さん方は、ご主人の年金によって、一応保障されているということでもどどの年金制度でも義務加入から外されています。

しかし実際、奥さんの分として保障されているのは、ご主人の老令年金または、ご主人の死後、遺族年金による間接的なものだけで、もらう金額はわずかです。

そこで国民年金では、サラリーマンの奥さん自身にも、年金が受けられるよう、希望すればいつでも加入できる、任意加入のみちを開いています。

私たちの町でも、多数の方々が入会し、老後に備えておられます。あなたも今すぐ国民年金に任意加入をされて、老後に夫婦そろって年金が受けられるよう備えて下さい。

申込方法は、今すぐ印鑑を持参の上、町役場住民課内国民年金係へお申込みください。

掛金は婦人会組織を通じて毎月納付していただきます。(1年以上をまとめて前納すると割引があります)

20才~34才 200円 35才~59才 250円  
(44年1月からは、それぞれ50円引上げられます)

# 国民年金被保険者が提出する書類

## ◎ 拠出年金

(次の書類に印鑑を添えて町住民課年金係で手続をしてください)

事項	提出書類	添付書類	提出期限
資格関係	被保険者の資格を得たとき	被保険資格取得届	再取得のときは国民年金手帳 14日以内
	被保険者(任意加入)となろうとするとき	任意加入被保険者資格取得申出書	同上 なし
	被保険者の資格を失ったとき	被保険者資格喪失届	国民年金手帳 厚生年金証書 14日以内
	被保険者が死亡したとき	被保険者死亡届	なし 14日以内
	任意加入被保険者が脱退を申出るとき	被保険者任意脱退承認申請書	国民年金手帳 なし
	氏名、住所を変更したとき	被保険者氏名住所変更届	同上 14日以内
	老令、通算老令年金	昭和46年4月1日まで該当なし	
裁定	障害年金の給付を受けようとするとき	障害年金裁定請求書	1.国民年金手帳 2.廃疾認定診断書 3.戸籍抄本 4.支払希望機関指定届 5.事故発生状況調査書 なし 5年間請求しないと時効となる
	母子年金の給付を受けようとするとき	母子年金裁定請求書	1.国民年金手帳 2.戸籍謄本 3.住民票謄本 4.支払希望機関指定届 5.診断書(障害の子) 同上
	準母子年金の給付を受けようとするとき	準母子年金裁定請求書	同上 同上
関係	遺児年金の給付を受けようとするとき	遺児年金裁定請求書	1.国民年金手帳 2.戸籍謄本 3.住民票の謄本 4.支払希望機関指定届 5.事故発生状況調査書 同上
	死亡一時金の給付を受けようとするとき	死亡一時金裁定請求書	1.国民年金手帳 2.戸籍抄本 3.住民票謄本 同上
	未支給年金の給付を受けようとするとき	未支給年金裁定請求書	1.国民年金手帳 2.住民票の謄本 同上
係	各支払期間(5月8月12月2月)の支払を受けるとき	受給権者現況届	なし 毎年3月31日まで
	年金額が変わるとき	額改定請求書	国民年金証書

## ◎ 福祉年金(無拠出制)

事項	提出書類	添付書類	提出期限
裁定	老令福祉年金を受けようとするとき	老令福祉年金裁定請求書	①戸籍抄本 ②住民票謄本 ③所得状況届 ④公的年金証書の写 なし
	障害福祉年金を受けようとするとき	障害福祉年金裁定請求書	①②③④同上 ⑤廃疾認定診断書 ⑥国民年金手帳(補完的) 5年間請求しないと時効
	母子福祉年金を受けようとするとき	母子福祉年金裁定請求書	①②③④同上 ⑤生計維持の申立書 ⑥在学証明書 ⑦医師の診断書 ⑧国民年金手帳(補完的) なし
	準母子福祉年金を受けようとするとき	準母子福祉年金裁定請求書	同上
関係	未支給年金を受けようとするとき	未支給福祉年金裁定請求書	①住民票謄本 ②生計維持申立書 ③国民年金証書 6ヶ月以内
	福祉年金受給権者は毎年所得の届出をしなければならない	福祉年金所得状況届	①国民年金証書 ②所得に関する市町村長の証明 ③在学証明書(母・準) ④診断書(母・準) 毎年6月中
	支給額が変わるとき	福祉年金支給停止関係届	①国民年金証書 ②公的年金の写 ③所得について町長証明 14日以内
	氏名、住所、支払局変更をしようとするとき	氏名、住所支払郵便局変更届	①国民年金証書 14日以内
	印鑑を変更するとき	福祉年金印鑑変更届	①国民年金証書 14日以内
	受給権者が死亡したとき	受給権者死亡届	①国民年金証書 ②死亡を証明する書類 14日以内

中川線(下田口行き)

宇治山田	駅前	→	棚橋	→	下田口	下田口	→	棚橋	→	伊勢市駅前
(発)	(経由)	(着)	(発)	(経由)	(着)	(発)	(経由)	(着)	(発)	(着)
6.48		7.20		7.44		6.20		6.44		7.11
7.48		8.20		8.44		6.55		7.19		7.46
9.48		10.20		10.44		7.50		8.14		8.41
11.48		12.20		12.44		8.50		9.14		9.41
12.48		13.20		13.44		10.50		11.14		11.41
13.48		14.20		14.44		12.50		13.14		13.41
14.48		15.20		15.44		13.50		14.14		14.41
15.48		16.20		16.44		14.50		15.14		15.41
16.48		17.20		17.44		15.50		16.14		16.41
17.48		18.20		18.44		16.50		17.14		17.41
18.48		19.20		19.44		17.50		18.14		18.41
19.48		20.20		20.44		18.50		19.14		19.41
20.48		21.20		21.44		19.50		20.14		20.41

中川線(棚橋経由川口行き)

宇治山田	駅前	→	棚橋南	→	川口	川口	→	棚橋南	→	伊勢市駅前
(発)	(経由)	(着)	(発)	(経由)	(着)	(発)	(経由)	(着)	(発)	(着)
※6.59		7.31		7.35		※7.38		7.42		8.09
7.26		7.58		8.02		8.02		8.06		8.33
8.48		9.20		9.24		10.09		10.13		10.40
※15.51		16.23		16.27		※16.30		16.34		17.01
16.51		17.23		17.27		17.30		17.34		18.01

※印休日運休です

中川線(棚橋経由田間行き)

宇治山田	駅前	→	棚橋南	→	田間	田間	→	棚橋南	→	伊勢市駅前
(発)	(経由)	(着)	(発)	(経由)	(着)	(発)	(経由)	(着)	(発)	(着)
10.48		11.20		11.29		7.07		7.16		7.43
18.08		18.40		18.49		12.05		12.14		12.41
19.00		19.32		19.41		18.50		18.59		19.26

南島線(南島行き)

宇治山田	駅前	川口	南中村	南中村	川口	伊勢市駅前		
(発)	(経由)	(着)	(経由)	(着)	(経由)	(着)		
7.07		7.43		8.15		7.01	7.33	8.05
8.27		9.03		9.35		7.56	8.28	9.00
9.57		10.33		11.05		8.56	9.28	10.00
11.57		12.33		13.05		9.56	10.28	11.00
12.57		13.33		14.05		11.26	11.58	12.30
13.57		14.33		15.05		13.26	13.58	14.30
14.57		15.33		16.05		14.56	15.28	16.00
15.57		16.33		17.05		15.56	16.28	17.00
16.57		17.33		18.05		16.56	17.28	18.00
17.57		18.33		19.05		18.26	18.58	19.30

南島線(南中村行き)

宇治山田	駅前	川口	南中村	南中村	川口	伊勢市駅前		
(発)	(経由)	(着)	(発)	(着)	(経由)	(着)		
6.10		6.46		7.18		6.15	6.47	7.19
10.57		11.33		12.05		6.30	7.02	7.34
16.27		17.03		17.35		6.45	7.17	7.49
17.27		18.03		18.35		7.20	7.52	8.24
18.22		18.58		19.30		12.20	12.52	13.24
19.20		19.56		20.28		17.40	18.12	18.44
20.27		21.03		21.35		18.37	19.09	19.41

は従来どおり、伊勢市駅前止りで

三交バス、ダイヤ改正  
中川線・南島線もかわる



伊勢市着バス

三重交通株式会社では十月一日、定期バスのダイヤ改正を行ないました。

本町関係路線の改正ダイヤは次のとおりです。

なお、従来バスの発着は伊勢市駅前バスセンターでしたが、十一月一日から伊勢市発のバスは宇治山田駅前始発となり、伊勢市駅前経由のコースに路線変更されました。

久具都比売神社を調査する一行(上久具で)



風俗や郷土芸能の保存を

県教委が本町の民俗資料を調査

調査結果は現在県教育委員会で整理されており、明春には調査報告書が発刊される。

カッコ内は改定前

掘田吉雄県文化財専門委員をリーダーとする農山村民俗資料調査班が、このほど六日間にわたって本町の民俗資料の調査を行ないました。この調査は文化財保護の立場から、県教育委員会が、失われ行く農山村の風俗習慣や郷土芸能などを保存するため実施しているもので、県下で本町と宮川村(多気郡)が対象となったものです。一行は、町内各部落を訪れ老人クラブ会員たちから無形民俗資料の習慣や行事、祭祀芸能などについて説明を聞いたり、有形民俗資料の史跡や観音像、生活用具、建物などあらゆる民俗資料を調査しました。

調査結果は現在県教育委員会で整理されており、明春には調査報告書が発刊される。掘田吉雄県文化財専門委員掘田吉雄をリーダーとする農山村民俗資料調査班が、このほど六日間にわたって本町の民俗資料の調査を行ないました。この調査は文化財保護の立場から、県教育委員会が、失われ行く農山村の風俗習慣や郷土芸能などを保存するため実施しているもので、県下で本町と宮川村(多気郡)が対象となったものです。一行は、町内各部落を訪れ老人クラブ会員たちから無形民俗資料の習慣や行事、祭祀芸能などについて説明を聞いたり、有形民俗資料の史跡や観音像、生活用具、建物などあらゆる民俗資料を調査しました。

福祉年金

年金額を引上げ

今年一月に改定された福祉年金の年金額が、再度十月から引上げられました。

今回の引上げで年金額は、制度発足(昭和三十四年)当時と比べて一・七倍・二倍に引上げられたこととなります。十月からの年金額は次のとおりです。

- ◆老令福祉年金  
年額二万四五百円(一万九千二百円)
- ◆障害福祉年金  
年額三万二千四百円(三万円)
- ◆母子・準母子福祉年金  
①一人一人の場合  
年額三万六千四百円(二万四千元)
- ②二人目から  
一人増すごとに四千八百円(四千八百円)加算。

きじのひな放鳥

昨年十一月から四十五年十月末日まで三年間休猟区に指定された一之瀬地区、中川地区に、このほどキジのひな五十六羽が放鳥されました。キジの放鳥は昨年の百二十羽について二度目で伊勢林業事務所と県猟友会が行なったものですが、ひなですから、犬などがとらないよう十分注意をしてください。ひなには、足環がついており、見失った場合は町産業課へお届けください。



